

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和4年3月17日(2022.3.17)

【公開番号】特開2020-161440(P2020-161440A)

【公開日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2020-040

【出願番号】特願2019-62343(P2019-62343)

【国際特許分類】

F 21S 2/00(2016.01)

10

F 21V 19/00(2006.01)

F 21S 8/04(2006.01)

F 21Y 115/10(2016.01)

【F I】

F 21S 2/00 230

F 21V 19/00 450

F 21V 19/00 510

F 21S 8/04 130

F 21S 8/04 110

F 21Y 115:10

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月8日(2022.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

基板の一面の側に発光素子が配置された光源部と、

前記光源部が支持される支持部であって、

前記一面が向き合う配置面部、及び、前記配置面部と反対側の非配置面部を有し、前記配置面部の少なくとも一部が面する第1領域と前記非配置面部の少なくとも一部が面する第2領域とを繋ぐように、前記配置面部と前記非配置面部との間に連通部が形成された支持部と、

を備え、

前記光源部は、

前記発光素子の光軸が前記連通部を通過するように、前記支持部に支持される灯具。

【請求項2】

40

前記光源部が前記支持部に支持された状態で、前記発光素子から発せられる光が前記第2領域に照射される請求項1に記載の灯具。

【請求項3】

前記一面は、

前記光源部が前記支持部に支持された状態で、前記配置面部における前記連通部が形成されていない部分と当接する請求項1又は請求項2に記載の灯具。

【請求項4】

前記連通部は、

前記光源部が前記支持部に支持された状態で、前記一面における前記配置面部と当接しない部分と重なる請求項1から請求項3の何れか一項に記載の灯具。

50

【請求項 5】

前記一面は、

前記光源部が前記支持部に支持された状態で、前記配置面部と当接しない部分が前記連通部を介して前記第2領域に露出する請求項1から請求項4の何れか一項に記載の灯具。

【請求項 6】

前記発光素子は、

前記光源部が前記支持部に支持された状態で、光が発せられる出光部が前記配置面部よりも前記第2領域の側に配置される請求項1から請求項5の何れか一項に記載の灯具。

【請求項 7】

前記発光素子は、

前記光源部が前記支持部に支持された状態で、光が発せられる出光部が前記非配置面部よりも前記第2領域の側に配置される請求項1から請求項6の何れか一項に記載の灯具。

【請求項 8】

前記発光素子は、

前記光源部が前記支持部に支持された状態で、少なくとも一部が連通部に配置される請求項1から請求項7の何れか一項に記載の灯具。

【請求項 9】

前記配置面部には、連結具、配線具、電源装置の少なくとも何れかが配置され、

前記連結具、前記配線具、前記電源装置は、前記配置面部に配置された状態で、前記光源部と離間する請求項1から請求項8の何れか一項に記載の灯具。

【請求項 10】

前記光源部と、前記連結具、前記配線具、前記電源装置の何れかとの間には、弾性を有する移動規制部材が配置され、

前記光源部は、前記移動規制部材によって、前記配置面部と交差する方向に沿った移動を規制される請求項9に記載の灯具。

【請求項 11】

透光性を有し、前記非配置面部を覆うように前記支持部に取付けられる透光部を備えた請求項1から請求項10の何れか一項に記載の灯具。

【請求項 12】

前記透光部は、前記支持部における前記非配置面部よりも前記第1領域の側に取付けられる請求項11に記載の灯具。

【請求項 13】

基板の一面の側に発光素子が配置された光源部と、

前記光源部が支持される支持部であって、

前記一面が向き合う配置面部、及び、前記配置面部と反対側の非配置面部を有し、前記配置面部の少なくとも一部が面する第1領域と前記非配置面部の少なくとも一部が面する第2領域とを繋ぐように、前記配置面部と前記非配置面部との間に連通部が形成された支持部と、

を備え、

前記発光部は、

前記発光素子の光軸が前記連通部を通過するように前記支持部に支持される灯具と、

前記灯具が着脱自在に装着される器具と、

からなる照明装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る灯具は、基板の一面の側に発光素子が配置された光源部と、前記光源部が支

10

20

30

40

50

持される支持部であって、前記一面が向き合う配置面部、及び、前記配置面部と反対側の非配置面部を有し、前記配置面部の少なくとも一部が面する第1領域と前記非配置面部の少なくとも一部が面する第2領域とを繋ぐように、前記配置面部と前記非配置面部との間に連通部が形成された支持部と、を備え、前記光源部は、前記発光素子の光軸が前記連通部を通過するように前記支持部に支持される。

10

20

30

40

50